

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第16号

答申番号：令和3年度答申第13号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、保護費が前年度よりも少なく、光熱水費や通信費を支払うとほとんど所持金が残らないため、食費や日用品費が足りず生活できないことなどから、原処分（生活保護変更処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

保護費の算定は、生活保護法（以下「法」という。）、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及び保護の処理基準に基づくものであり、また、請求人の収入が年金生活者支援給付金の給付等により増加していることから、保護費が前年度より減少しているとしても、原処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められており、収入の認定については保護の処理基準により定められているところ、原処分は、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定により算定された収入充当額を差し引いた額を、令和3年5月分の請求人の世帯の保護費とするものであるから、違法又は不当な点は認められない。

#### 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年8月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めており、請求人の世帯の居住地に係る級地は、「3級地-1」と区分されている。

そこで本件をみると、原処分は、保護基準及び保護の処理基準に基づき適正に算定された最低生活費「18万7,430円」から適正な収入認定による収入充当額「6万8,321円」（請求人の障害基礎年金の月額「6万5,141円」から介護保険料の特別徴収額の月額「1,850円」を差し引いた「6万3,291円」と、請求人の障害年金生活者支援給付金の月額「5,030円」の合計額）を差し引いた額である「11万9,109円」を令和3年5月分の請求人の世帯の保護費としていることが認められる。よって、原処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、保護費が前年度よりも少なく、光熱水費や通信費を支払うとほとんど所持金が残らないため、食費や日用品費が足りず生活できないことなどから、原処分が違法又は不当である旨を主張する。しかし、保護基準及び保護の処理基準に基づき適正に算定された原処分を違法又は不当ということはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子